

令和3年版 労働経済の分析 正誤表

「令和3年版 労働経済の分析」において、掲載内容に誤りがございました。ご迷惑をお掛けしましたこととお詫びするとともに、以下のとおり訂正させていただきます。

なお、HP上に掲載されている内容につきましては、修正が反映されております。

頁番号	該当箇所	修正内容	
		誤	正
38 頁	図表 第1-(2)- 17 図	<p>第1-(2)-17 図 高校・大学等の新規学卒者の就職（内定）率の推移</p> <p>○ 新規学卒者の就職率・内定率は、リーマンショック期に高校、大学、短大、専修学校（専門課程）のいずれの区分でも低下した後、2020年3月卒までは人手不足や景気の拡大等を背景にしておおむね上昇傾向が続いていた。</p> <p>○ 感染拡大の影響により、大学、短大、専修学校（専門課程）新卒者の2021年4月時点での就職率は前年よりも低下した。また、高校新卒者については、2021年3月末時点の就職率は前年よりも低下している。</p> <p>資料出所 文部科学省「高校卒業（予定）者の就職（内定）に関する調査」、厚生労働省・文部科学省「大学等卒業者の就職状況調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。</p> <p>(注) 高校新卒者の21年3月卒の2020年10月末、12月末の数値については、新型コロナウイルス感染症の影響により、選考開始時期を1か月後ろ倒ししたため、11月末現在と1月末現在の数値となっている。</p>	<p>第1-(2)-17 図 高校・大学等の新規学卒者の就職（内定）率の推移</p> <p>○ 新規学卒者の就職率・内定率は、リーマンショック期に高校、大学、短大、専修学校（専門課程）のいずれの区分でも低下した後、2020年3月卒までは人手不足や景気の拡大等を背景にしておおむね上昇傾向が続いていた。</p> <p>○ 感染拡大の影響により、大学、短大、専修学校（専門課程）新卒者の2021年4月時点での就職率は前年よりも低下した。また、高校新卒者については、2021年3月末時点の就職率は前年よりも低下している。</p> <p>資料出所 文部科学省「高校卒業（予定）者の就職（内定）に関する調査」、厚生労働省・文部科学省「大学等卒業者の就職状況調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。</p> <p>(注) <u>1</u> 高校新卒者の21年3月卒の2020年10月末、12月末の数値については、新型コロナウイルス感染症の影響により、選考開始時期を1か月後ろ倒ししたため、11月末現在と1月末現在の数値となっている。</p> <p><u>2</u> 短大新卒者の数値は、女子学生のみを抽出したものとなっている。</p>
54 頁	本文 5 行目	<p>第1-(3)-9 図の(1)により、週60時間以上就労している雇用者（以下「週60時間以上雇用者」という。）の割合の推移を2012年以降で見ると年々低下しており、2019年には、2012年との比較で、男性で4.4%ポイント低下の9.8%、女性で1.5%ポイント低下の</p>	<p>第1-(3)-9 図の(1)により、週60時間以上就労している雇用者（以下「週60時間以上雇用者」という。）の割合の推移を2012年以降で見ると年々低下しており、2019年には、2012年との比較で、男性で3.9%ポイント低下の9.8%、女性で0.7%ポイント低下の</p>

2.3%、男女計で3.3%ポイント低下の6.4%となっており、特に男性での低下幅が顕著である。

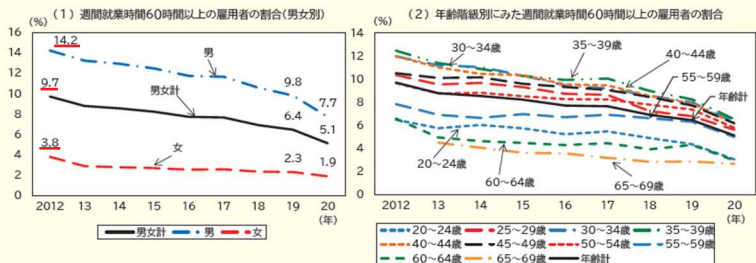
2.3%、男女計で2.7%ポイント低下の6.4%となっており、特に男性での低下幅が顕著である。

55 頁

図表
第1-(3)-
9 図

第1-(3)-9 図 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の状況①

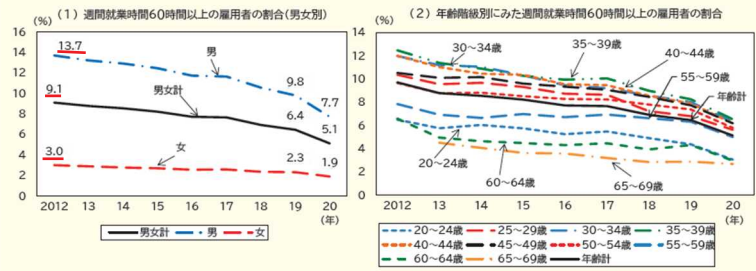
- 週間就業時間が60時間以上の者の割合は年々低下しており、男女別にみると、特に男性の低下幅が顕著である。
- 年齢階級別でみると、依然として30代~50代前半で比較的高い水準にある。また、20代後半から40代前半で低下幅が比較的大きい一方、50代の低下幅が比較的小さい。



資料出所 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
(注) 非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める週間就業時間が60時間以上の者の割合を表したものの。

第1-(3)-9 図 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の状況①

- 週間就業時間が60時間以上の者の割合は年々低下しており、男女別にみると、特に男性の低下幅が顕著である。
- 年齢階級別でみると、依然として30代~50代前半で比較的高い水準にある。また、20代後半から40代前半で低下幅が比較的大きい一方、50代の低下幅が比較的小さい。



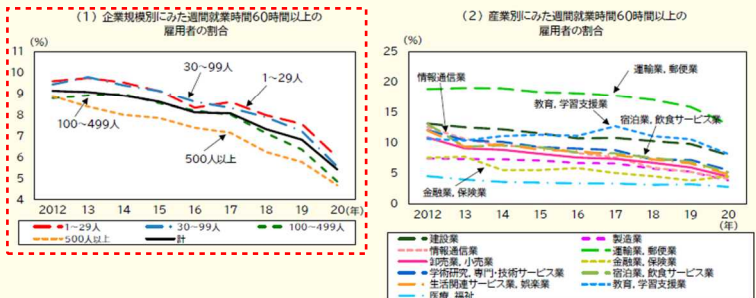
資料出所 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
(注) 1) 非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める週間就業時間が60時間以上の者の割合を表したものの。
2) (2)の2012年の数値は雇用者数ではなく就業者数を用いて算出したもの。

56 頁

図表
第1-(3)-
10 図

第1-(3)-10 図 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の状況②

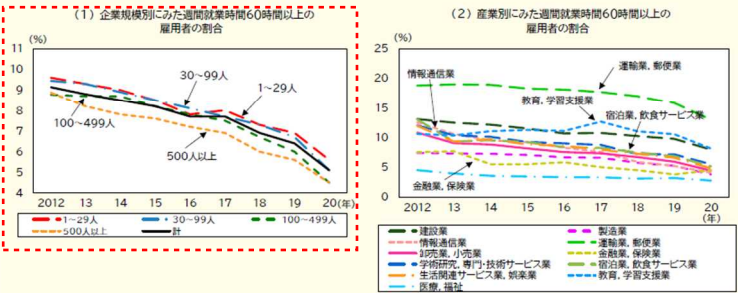
- 週間就業時間が60時間以上の者の割合を企業規模別にみると、規模の小さい企業ほど比較的高い水準にあるが、全ての企業規模で低下傾向にある。この背景には「働き方改革関連法」による時間外労働の上限規制が大企業では2019年4月から、中小企業では2020年4月から適用されたこと等があるものと考えられる。
- 産業別にみると、依然として「運輸業、郵便業」において当該割合が高い水準で推移している一方で、「教育、学習支援業」を除く全ての産業で低下傾向にあり、特に「情報通信業」や「宿泊業、飲食サービス業」で低下幅が比較的大きい。



資料出所 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
(注) 1) (1)は、非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める週間就業時間が60時間以上の者の割合を表したものの。
2) (2)は、各産業に雇用される者に占める週間就業時間が60時間以上の者の割合を表したものの。

第1-(3)-10 図 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の状況②

- 週間就業時間が60時間以上の者の割合を企業規模別にみると、規模の小さい企業ほど比較的高い水準にあるが、全ての企業規模で低下傾向にある。この背景には「働き方改革関連法」による時間外労働の上限規制が大企業では2019年4月から、中小企業では2020年4月から適用されたこと等があるものと考えられる。
- 産業別にみると、依然として「運輸業、郵便業」において当該割合が高い水準で推移している一方で、「教育、学習支援業」を除く全ての産業で低下傾向にあり、特に「情報通信業」や「宿泊業、飲食サービス業」で低下幅が比較的大きい。

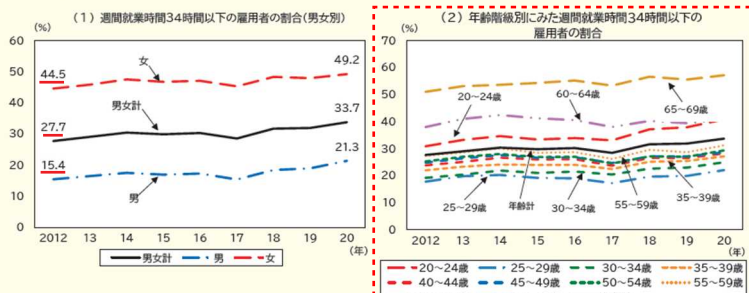


資料出所 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
(注) 1) (1)は、非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める週間就業時間が60時間以上の者の割合を表したものの。
2) (2)は、各産業に雇用される者に占める週間就業時間が60時間以上の者の割合を表したものの。
3) 2012年の数値は雇用者数ではなく就業者数を用いて算出したもの。

図表 第1-(3)-11 図

第1-(3)-11 図 週間就業時間 34 時間以下の雇用者の状況

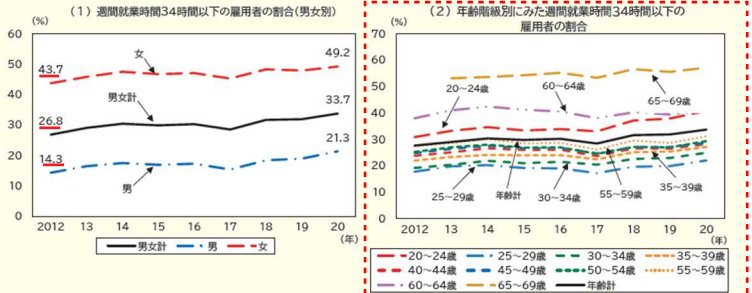
- 週間就業時間が週 34 時間以下の者の割合は、男女ともにおおむね増加傾向にある。
- 年齢階級別で見ると、水準では 20 代前半及び 60 代で高い水準にある一方で、傾向としては 20 代前半と 60 代後半で上昇幅が比較的大さい。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 非農林業雇用者（休業者を除く）総数に占める週間就業時間 34 時間以下の者の割合を表したものを。

第1-(3)-11 図 週間就業時間 34 時間以下の雇用者の状況

- 週間就業時間が週 34 時間以下の者の割合は、男女ともにおおむね増加傾向にある。
- 年齢階級別で見ると、水準では 20 代前半及び 60 代で高い水準にある一方で、傾向としては 20 代前半と 60 代後半で上昇幅が比較的大さい。

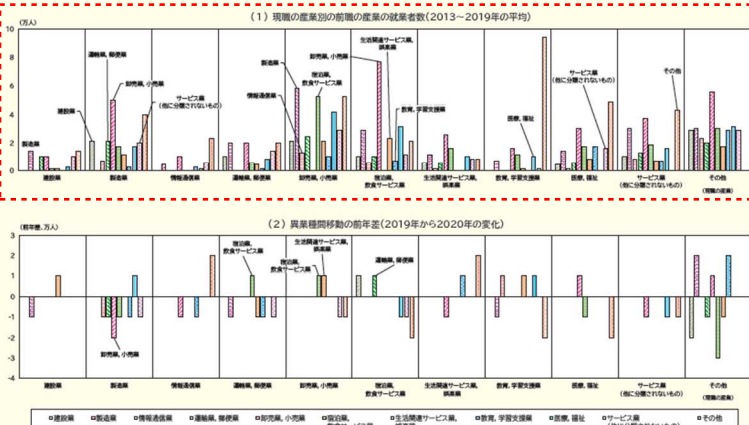


資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 1) 非農林業雇用者（休業者を除く）総数に占める週間就業時間 34 時間以下の者の割合を表したものを。
 2) (2) の 2012 年の数値は雇用者数ではなく就業者数を用いて算出したもの。

図表 第1-(5)-54 図

第1-(5)-54 図 産業間労働移動の状況（異業種間移動の状況）

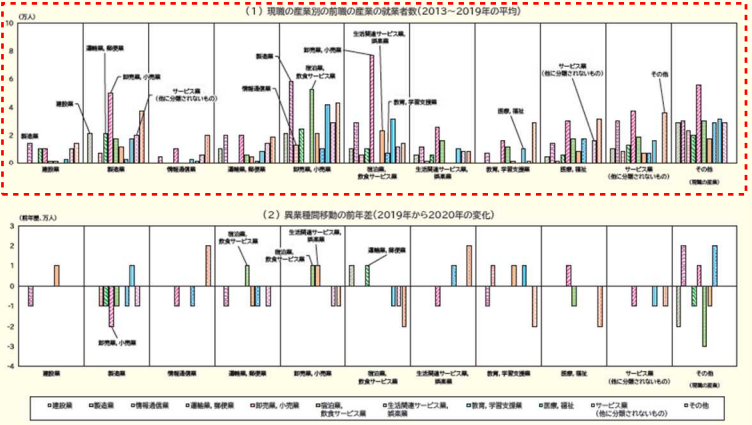
- 2013年から2019年にかけての異業種間の移動の状況を見ると、「製造業」や「卸売業、小売業」で他の業種からの移動を比較的多く受け入れている。また、「卸売業、小売業」と「宿泊業、飲食サービス業」との間、「製造業」と「卸売業、小売業」との間で相互の移動が多いほか、「サービス業（他に分類されないもの）」から「製造業」や「卸売業、小売業」への移動も比較的多い。
- 2019年から2020年の変化を見ると、産業間の移動は産業ごとにもおおむね減少している場合が多いが、「宿泊業、飲食サービス業」又は「生活関連サービス業、娯楽業」から「卸売業、小売業」への移動や、「宿泊業、飲食サービス業」と「運輸業、郵便業」との間の相互の移動など増加している動きもみられる。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 1) 「その他」は「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」以外の合計。
 2) 同業種間の労働移動は除いたもの。

第1-(5)-54 図 産業間労働移動の状況（異業種間移動の状況）

- 2013年から2019年にかけての異業種間の移動の状況を見ると、「製造業」や「卸売業、小売業」で他の業種からの移動を比較的多く受け入れている。また、「卸売業、小売業」と「宿泊業、飲食サービス業」との間、「製造業」と「卸売業、小売業」との間で相互の移動が多いほか、「サービス業（他に分類されないもの）」から「製造業」や「卸売業、小売業」への移動も比較的多い。
- 2019年から2020年の変化を見ると、産業間の移動は産業ごとにもおおむね減少している場合が多いが、「宿泊業、飲食サービス業」又は「生活関連サービス業、娯楽業」から「卸売業、小売業」への移動や、「宿泊業、飲食サービス業」と「運輸業、郵便業」との間の相互の移動など増加している動きもみられる。

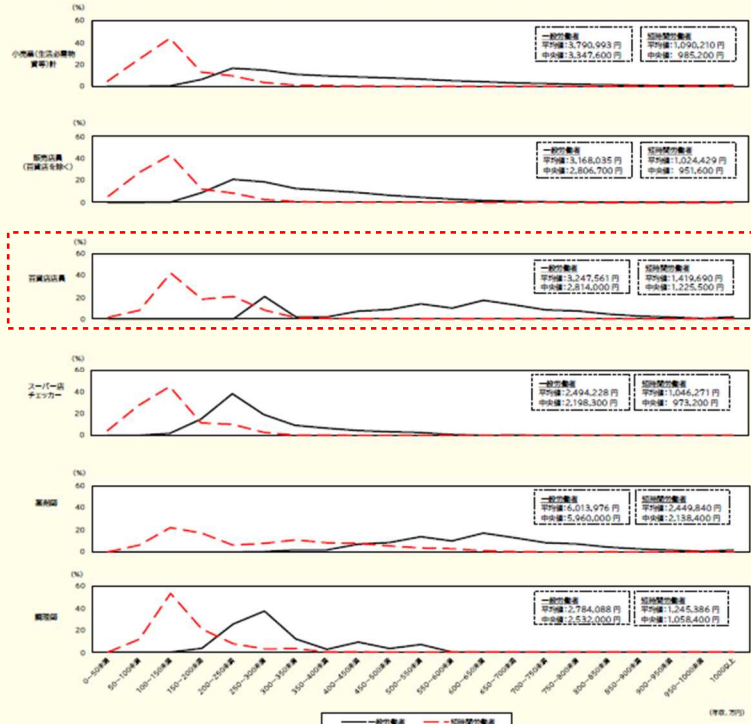


資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 1) 「その他」は「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」以外の合計。
 2) 同業種間の労働移動は除いたもの。

図表
第 2-(1)-
14 図

第 2-(1)-14 図 「小売業（生活必需物資等）」における賃金（年収）の状況

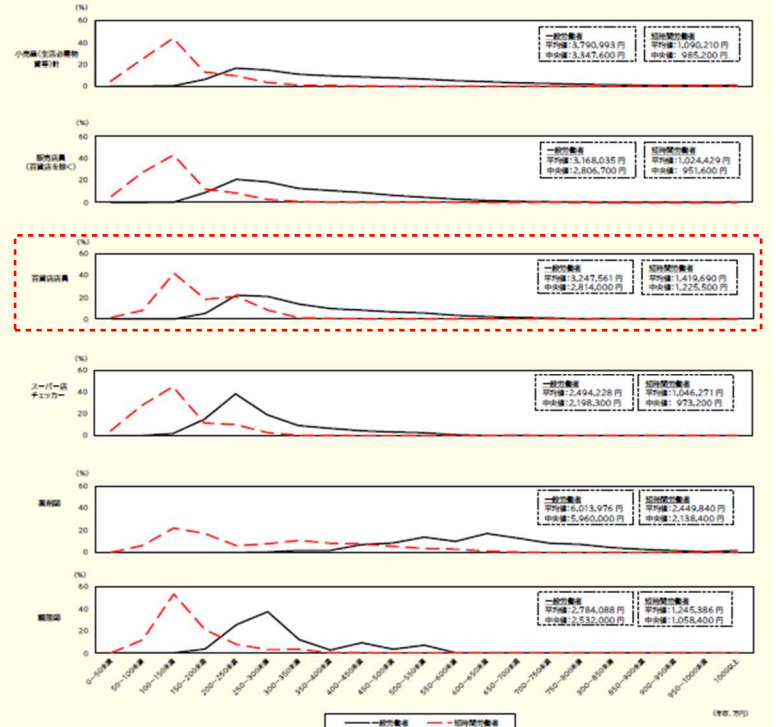
- 「小売業（生活必需物資等）」について職種別・就業形態別に賃金の状況を見ると、一般労働者では小売業（生活必需物資等）計と比べて「薬剤師」で年収の平均値が高く、「販売店員」「スーパー店チェッカー」などの販売従事者で年収の平均値が他の職種と比べて低い。
- 短時間労働者でも、小売業（生活必需物資等）計と比べて「薬剤師」で年収の平均値が高いが、その他の職種では小売業（生活必需物資等）計とほぼ同程度。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所である。
 2) 職種は総務省統計局「平成27年国勢調査」に基づき労働者数の多い上位5職種(小分類)について、「賃金構造基本統計調査」の職種で該当するものを選定。
 3) 年収は「きまって支給する現金給与額」を12倍し、「年間賞与その他特別給与額」を足すことで算出。
 4) 「賃金構造基本統計調査」は令和2(2020)年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。本集計は、復元倍率について令和元(2019)年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者、短時間労働者とも令和元(2019)年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

第 2-(1)-14 図 「小売業（生活必需物資等）」における賃金（年収）の状況

- 「小売業（生活必需物資等）」について職種別・就業形態別に賃金の状況を見ると、一般労働者では小売業（生活必需物資等）計と比べて「薬剤師」で年収の平均値が高く、「販売店員」「スーパー店チェッカー」などの販売従事者で年収の平均値が他の職種と比べて低い。
- 短時間労働者でも、小売業（生活必需物資等）計と比べて「薬剤師」で年収の平均値が高いが、その他の職種では小売業（生活必需物資等）計とほぼ同程度。

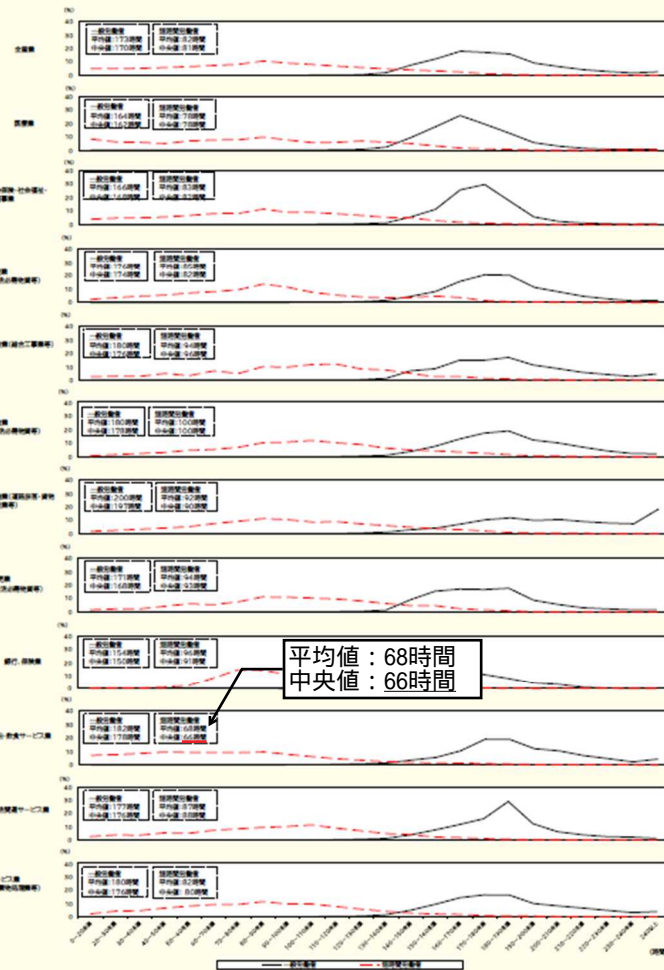


資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所である。
 2) 職種は総務省統計局「平成27年国勢調査」に基づき労働者数の多い上位5職種(小分類)について、「賃金構造基本統計調査」の職種で該当するものを選定。
 3) 年収は「きまって支給する現金給与額」を12倍し、「年間賞与その他特別給与額」を足すことで算出。
 4) 「賃金構造基本統計調査」は令和2(2020)年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。本集計は、復元倍率について令和元(2019)年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者、短時間労働者とも令和元(2019)年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

図表
第 2-(1)-
15 図

第2-(1)-15図 業種別の労働時間（月間総実労働時間）の状況

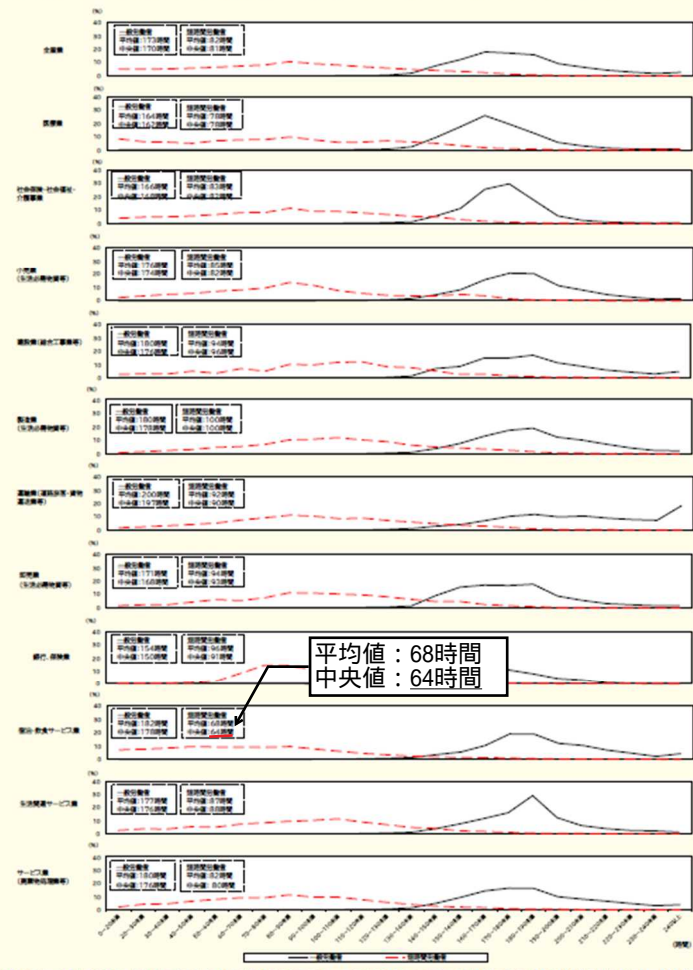
- 業種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況を見ると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」では、一般労働者、短時間労働者ともに全産業と比較して平均値に大きな違いはない。
- そのほか、「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」等で一般労働者の平均値が全産業と比較して長く、「製造業（生活必需物資等）」「銀行・保険業」等で短時間労働者の平均値が全産業よりも長い。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は日本標準産業分類の16大産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所である。
 2) 「賃金構造基本統計調査」は令和2(2020)年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。
 本集計は、復元倍率について令和元(2019)年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者は令和元(2019)年調査報告書の産業別の集計要件、短時間労働者は令和元(2019)年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

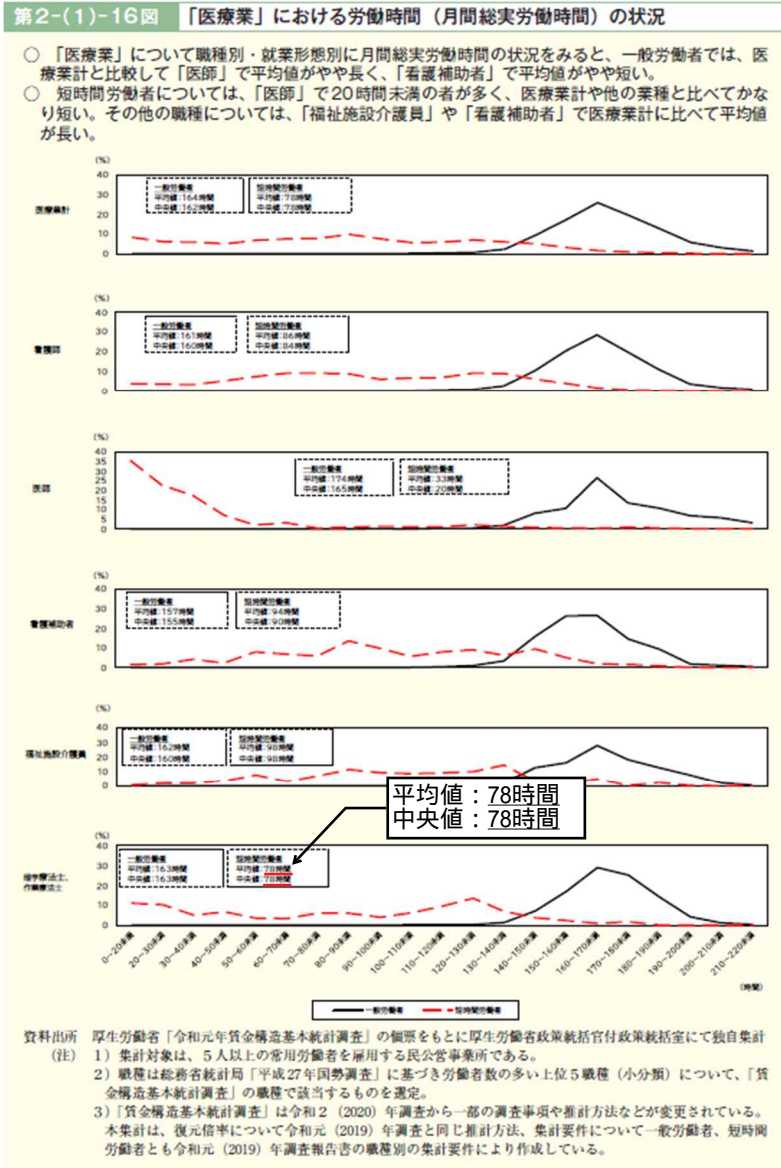
第2-(1)-15図 業種別の労働時間（月間総実労働時間）の状況

- 業種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況を見ると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」では、一般労働者、短時間労働者ともに全産業と比較して平均値に大きな違いはない。
- そのほか、「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」等で一般労働者の平均値が全産業と比較して長く、「製造業（生活必需物資等）」「銀行・保険業」等で短時間労働者の平均値が全産業よりも長い。



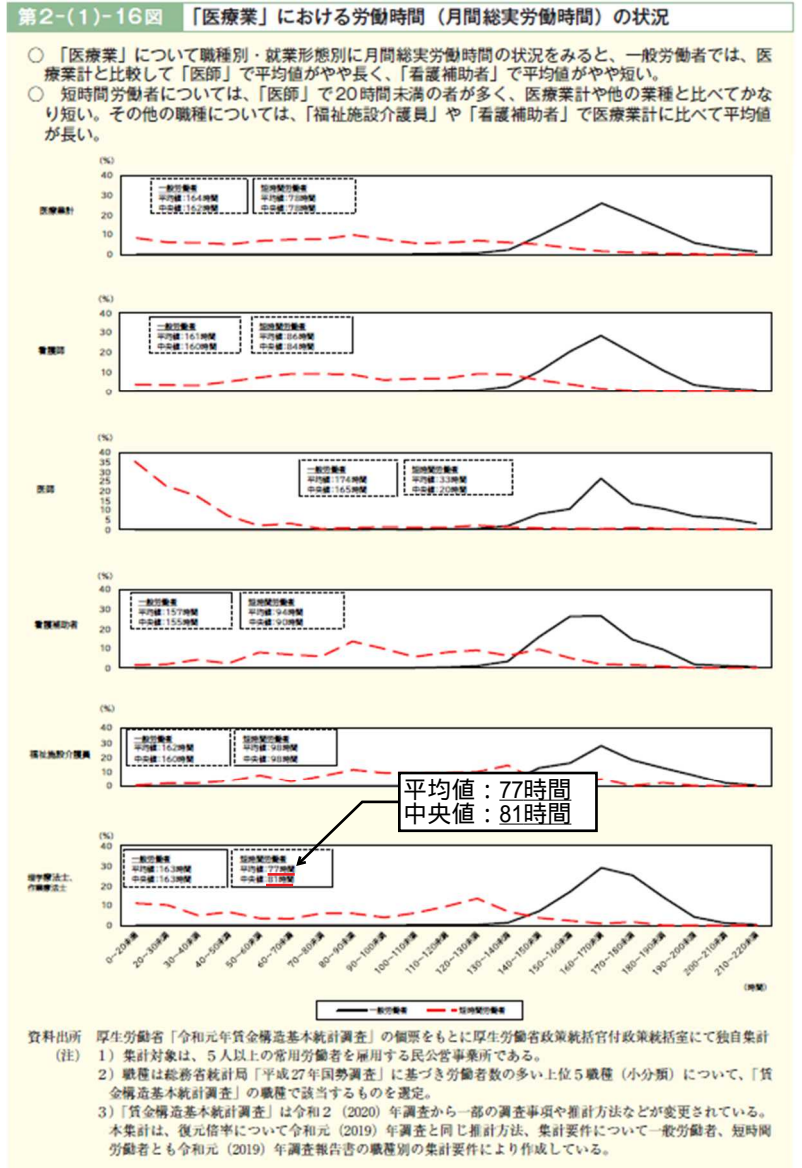
資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は日本標準産業分類の16大産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所である。
 2) 「賃金構造基本統計調査」は令和2(2020)年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。
 本集計は、復元倍率について令和元(2019)年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者は令和元(2019)年調査報告書の産業別の集計要件、短時間労働者は令和元(2019)年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

図表
第 2-(1)-
16 図



本文
9 行目

同図の(3)をみると、自身の仕事で働く人がいなくなってしまう場合の人々の暮らしへの影響についての認識を尋ねたところ、分析対象業種計では「非常に影



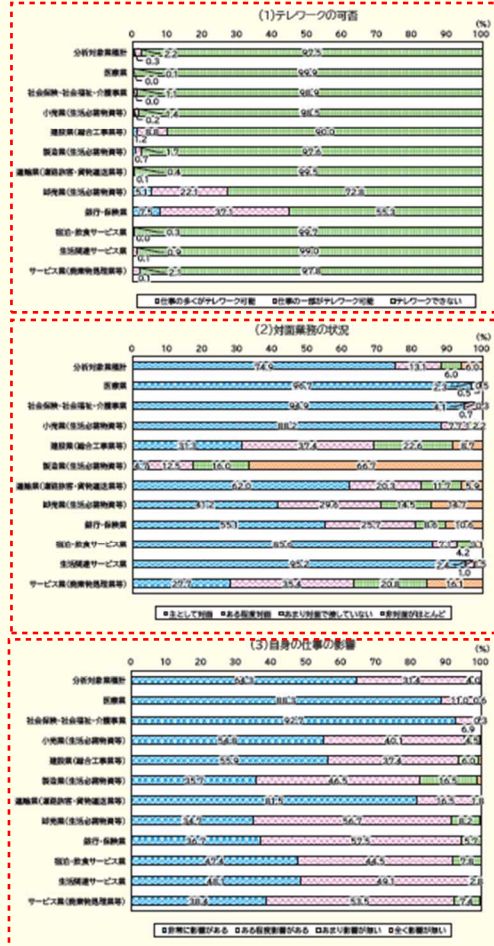
同図の(3)をみると、自身の仕事で働く人がいなくなってしまう場合の人々の暮らしへの影響についての認識を尋ねたところ、分析対象業種計では「非常に影

	<p>響がある」「ある程度影響がある」と答える者の割合が95.7%と高く、特に「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」では、「非常に影響がある」と答える者の割合が比較的高い。</p>	<p>響がある」「ある程度影響がある」と答える者の割合が84.1%と高く、特に「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」では、「非常に影響がある」と答える者の割合が比較的高い。</p>
--	--	--

図表
第 2-(1)-
19 図

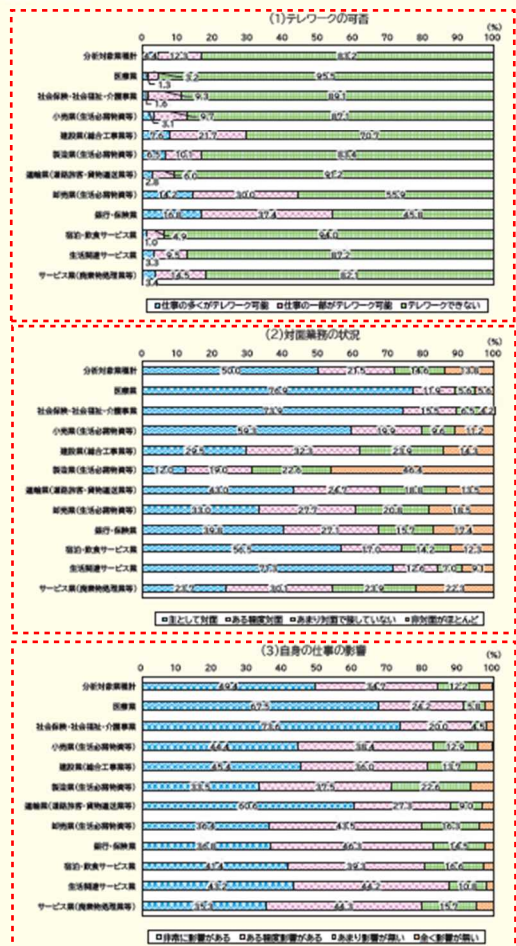
第 2-(1)-19 図 業務の性質（労働者調査）

- テレワークの可否については、「卸売業（生活必需物資等）」「銀行・保険業」では「仕事の多くがテレワーク可能」「仕事の一部がテレワーク可能」と回答する割合が比較的高いが、それ以外の分析対象業種では大半が「テレワークできない」と答えている。
- 自身の主な仕事における対面業務を必要とする程度については、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「生活関連サービス業」「小売業（生活必需物資等）」等では「主として対面」と回答する割合が高いが、「製造業（生活必需物資等）」「サービス業（廃棄物処理業等）」「建設業（総合工事業等）」等では、「あまり対面で接していない」「非対面がほとんど」と答える割合が高く、業種によりばらつきがみられる。
- 自身の仕事で働く人がいなくなった場合の人々の暮らしへの影響については、分析対象業種計では「非常に影響がある」「ある程度影響がある」と答える者の割合が高く、特に「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」では、「非常に影響がある」と答える者の割合が比較的高い。



第 2-(1)-19 図 業務の性質（労働者調査）

- テレワークの可否については、「卸売業（生活必需物資等）」「銀行・保険業」では「仕事の多くがテレワーク可能」「仕事の一部がテレワーク可能」と回答する割合が比較的高いが、それ以外の分析対象業種では大半が「テレワークできない」と答えている。
- 自身の主な仕事における対面業務を必要とする程度については、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「生活関連サービス業」「小売業（生活必需物資等）」等では「主として対面」と回答する割合が高いが、「製造業（生活必需物資等）」「サービス業（廃棄物処理業等）」「建設業（総合工事業等）」等では、「あまり対面で接していない」「非対面がほとんど」と答える割合が高く、業種によりばらつきがみられる。
- 自身の仕事で働く人がいなくなった場合の人々の暮らしへの影響については、分析対象業種計では「非常に影響がある」「ある程度影響がある」と答える者の割合が高く、特に「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」では、「非常に影響がある」と答える者の割合が比較的高い。

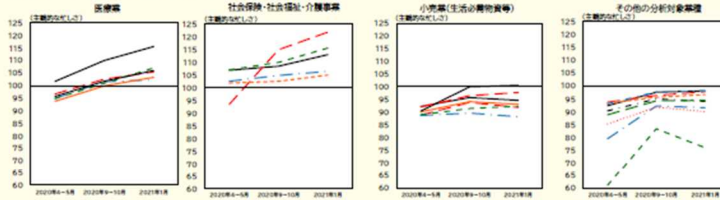


図表 第 2-(1)-33 図

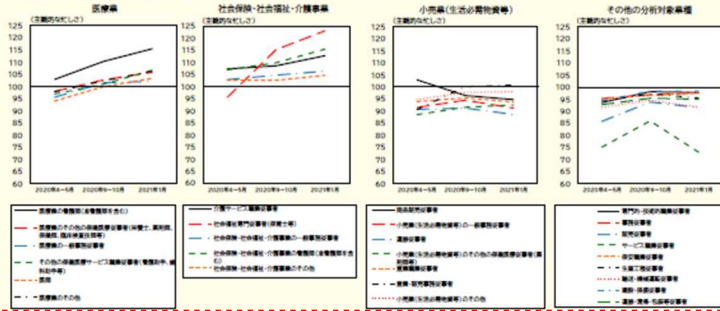
第 2-(1)-33 図 業種別・職種別にみた忙しさ指標の平均値の推移 (労働者調査)

- 職種別の忙しさ指標の平均値の推移について、勤め先の営業時間の状況を限定しないでみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では「医療業の看護師 (准看護師を含む)」「介護サービス職業従事者」等で 2020 年 4～5 月から 100 を超えており、その後も忙しさが増している。
- 「社会保険・社会福祉・介護事業」のうち「社会福祉専門従事者 (保育士等)」では、2020 年 4～5 月には 100 を下回っており、その後、2020 年 9～10 月以降、大きく忙しさが増している。そのほか、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、2020 年 4～5 月に 100 を下回った職種でも、2020 年 9～10 月以降はいずれも忙しさが増しており、2021 年 1 月には全ての職種で 100 を上回っている。
- 「小売業 (生活必需物資等)」では、「営業・販売事務従事者」を除く全ての職種で、全ての時点において 100 を下回っている。その他の分析対象業種では、いずれの職種も各時点を通じて 100 を下回っており、特に「サービス職業従事者」では大きく下回っている。
- 各時点で勤め先が「営業時間大幅減」「営業取りやめ」となっていた労働者を除いた場合についてみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」やその他の分析対象業種では大きく傾向は変わらない。一方で、「小売業 (生活必需物資等)」では、「商品販売従事者」のみ、2020 年 4～5 月の忙しさが 100 を超えている。

(1) 勤め先の営業時間の状況を限定しない場合



(2) 各時点で勤め先が「営業時間大幅減」「営業取りやめ」となっていた労働者を除いた場合



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査 (労働者調査) (2021 年) をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

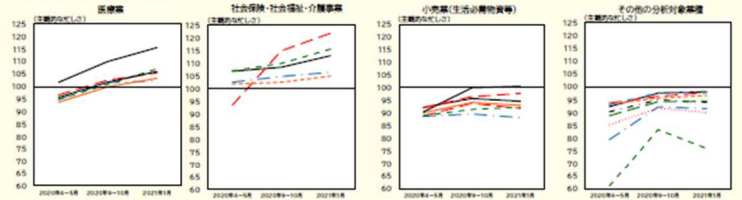
- (注) 1) 「平時 (2020 年 1 月以前) を 100 とした場合の、それぞれの期間におけるあなたの主観的な忙しさを 0～300 の間で教えてください。例えば、平時 (2020 年 1 月以前) の忙しさと比較して、緊急事態宣言下の忙しさが 1.3 倍になれば「130」、半分になれば「50」と記載ください」と尋ね、0～300 の数値で回答を得たもの。
2) (2) 図は、「あなたの勤め先における緊急事態宣言下 (2020 年 4 月～5 月)、2020 年 9 月～10 月及び直近 (2021 年 1 月) の営業時間は、前年同期と比べて変化はありましたか」と尋ね、各時点において勤め先が「営業時間大幅減」「営業取りやめ」となっていた労働者を除いている。

さらに、同図の (2) で緊急事態宣言後 (2020 年 9～10 月) の健康状態の改善状況について尋ねた結果をみると、分析対象業種計では 77.0% が「変わらない」と回答しているが、「非常に改善した」「やや改善した」の合計が 16.7%、「非常に悪化した」「やや悪化した」の合計

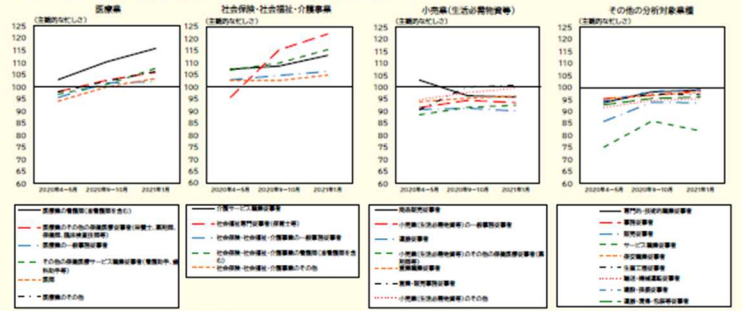
第 2-(1)-33 図 業種別・職種別にみた忙しさ指標の平均値の推移 (労働者調査)

- 職種別の忙しさ指標の平均値の推移について、勤め先の営業時間の状況を限定しないでみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では「医療業の看護師 (准看護師を含む)」「介護サービス職業従事者」等で 2020 年 4～5 月から 100 を超えており、その後も忙しさが増している。
- 「社会保険・社会福祉・介護事業」のうち「社会福祉専門従事者 (保育士等)」では、2020 年 4～5 月には 100 を下回っており、その後、2020 年 9～10 月以降、大きく忙しさが増している。そのほか、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、2020 年 4～5 月に 100 を下回った職種でも、2020 年 9～10 月以降はいずれも忙しさが増しており、2021 年 1 月には全ての職種で 100 を上回っている。
- 「小売業 (生活必需物資等)」では、「営業・販売事務従事者」を除く全ての職種で、全ての時点において 100 を下回っている。その他の分析対象業種では、いずれの職種も各時点を通じて 100 を下回っており、特に「サービス職業従事者」では大きく下回っている。
- 各時点で勤め先が「営業時間大幅減」「営業取りやめ」となっていた労働者を除いた場合についてみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」やその他の分析対象業種では大きく傾向は変わらない。一方で、「小売業 (生活必需物資等)」では、「商品販売従事者」のみ、2020 年 4～5 月の忙しさが 100 を超えている。

(1) 勤め先の営業時間の状況を限定しない場合



(2) 各時点で勤め先が「営業時間大幅減」「営業取りやめ」となっていた労働者を除いた場合



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査 (労働者調査) (2021 年) をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

- (注) 1) 「平時 (2020 年 1 月以前) を 100 とした場合の、それぞれの期間におけるあなたの主観的な忙しさを 0～300 の間で教えてください。例えば、平時 (2020 年 1 月以前) の忙しさと比較して、緊急事態宣言下の忙しさが 1.3 倍になれば「130」、半分になれば「50」と記載ください」と尋ね、0～300 の数値で回答を得たもの。
2) (2) 図は、「あなたの勤め先における緊急事態宣言下 (2020 年 4 月～5 月)、2020 年 9 月～10 月及び直近 (2021 年 1 月) の営業時間は、前年同期と比べて変化はありましたか」と尋ね、各時点において勤め先が「営業時間大幅減」「営業取りやめ」となっていた労働者を除いている。

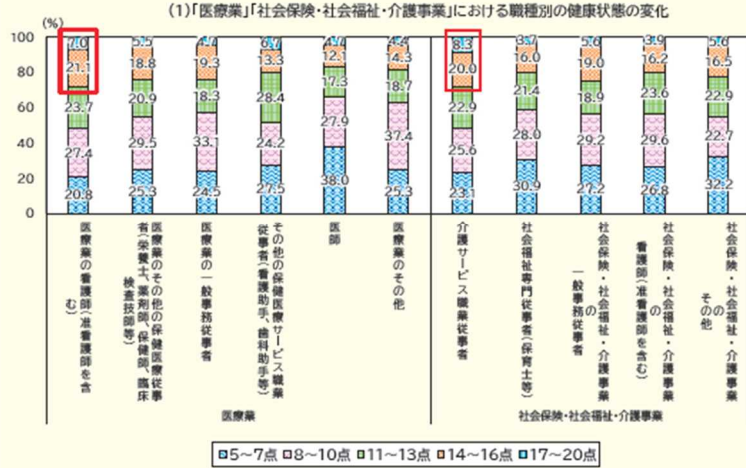
さらに、同図の (2) で緊急事態宣言後 (2020 年 9～10 月) の健康状態の改善状況について尋ねた結果をみると、分析対象業種計では 79.7% が「変わらない」と回答しているが、「非常に改善した」「やや改善した」の合計が 12.2%、「非常に悪化した」「やや悪化した」の合計

	<p>が6.4%となっている。これに対し、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、分析対象業種計と比較して、改善したと回答した者の割合が低く、悪化したと回答した者の割合が高い。このことから、これらの業種では、感染拡大の影響が長期化する中で健康状態をめぐる課題が他業種よりも深刻であることがうかがえる。</p>	<p>が8.1%となっている。これに対し、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、分析対象業種計と比較して、改善したと回答した者の割合が低く、悪化したと回答した者の割合が高い。このことから、これらの業種では、感染拡大の影響が長期化する中で健康状態をめぐる課題が他業種よりも深刻であることがうかがえる。</p>
--	--	--

図表
第2-(1)-
46 図

第2-(1)-46 図 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」における職種別の健康状態の変化とその後の改善状況(労働者調査)

- 第2-(1)-45図において健康状態悪化に関する指標の値が比較的高い者の割合が高い「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」について、職種別に当該指標をみると、「医療業の看護師(准看護師を含む)」「介護サービス職従事者」で指標の値が比較的高い者の割合が高い。
- 2020年9～10月の健康状態の改善状況についてみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、分析対象業種計と比較して、改善したと回答した者の割合が低く、悪化したと回答した者の割合が高い。



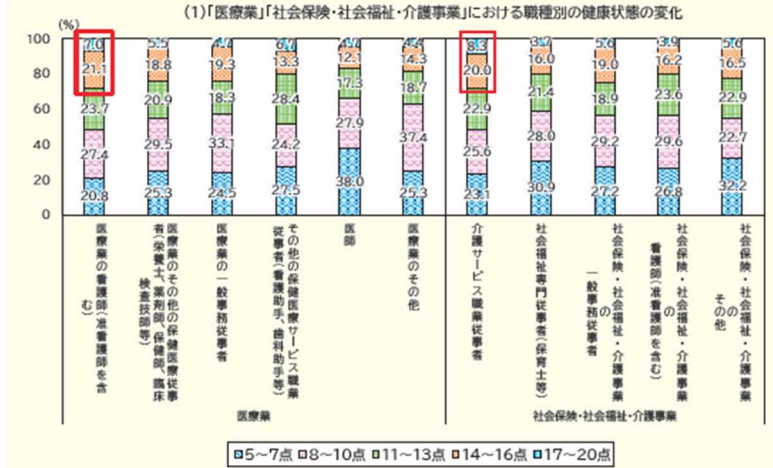
資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官政策統括室にて作成

(注) 1) (1) 図の健康状態悪化の状況に関する指標は、「緊急事態宣言下(2020年4月～5月)におけるあなたの健康状態について教えてください」と尋ね、「寝付きが悪くなった、睡眠の質が低下した」「食欲がない、ゆううつなど、精神的な疲労の症状がある日が増えた」「体調が優れない日が増えた」「頭痛、腰痛など身体的な疲労の症状がある日が増えた」「ひどく疲れている日が増えた」の5つの項目ごとに「当てはまらない」「おおむね当てはまらない」「やや当てはまる」「非常に当てはまる」の選択数により回答を得て、「当てはまらない」を1点、「おおむね当てはまらない」を2点、「やや当てはまる」を3点、「非常に当てはまる」を4点として点数を合計したもの。点数が高いほど健康状態が悪化している傾向があると捉えられる。

2) (2) 図は、「健康状態について、緊急事態宣言後(2020年9月～10月)において状況は改善しましたか」と尋ねたもの。

第2-(1)-46 図 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」における職種別の健康状態の変化とその後の改善状況(労働者調査)

- 第2-(1)-45図において健康状態悪化に関する指標の値が比較的高い者の割合が高い「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」について、職種別に当該指標をみると、「医療業の看護師(准看護師を含む)」「介護サービス職従事者」で指標の値が比較的高い者の割合が高い。
- 2020年9～10月の健康状態の改善状況についてみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、分析対象業種計と比較して、改善したと回答した者の割合が低く、悪化したと回答した者の割合が高い。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官政策統括室にて作成

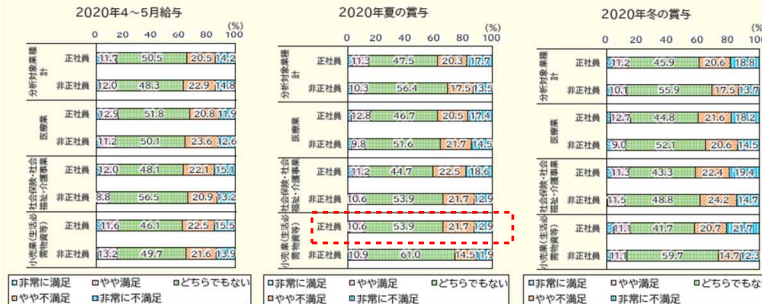
(注) 1) (1) 図の健康状態悪化の状況に関する指標は、「緊急事態宣言下(2020年4月～5月)におけるあなたの健康状態について教えてください」と尋ね、「寝付きが悪くなった、睡眠の質が低下した」「食欲がない、ゆううつなど、精神的な疲労の症状がある日が増えた」「体調が優れない日が増えた」「頭痛、腰痛など身体的な疲労の症状がある日が増えた」「ひどく疲れている日が増えた」の5つの項目ごとに「当てはまらない」「おおむね当てはまらない」「やや当てはまる」「非常に当てはまる」の選択数により回答を得て、「当てはまらない」を1点、「おおむね当てはまらない」を2点、「やや当てはまる」を3点、「非常に当てはまる」を4点として点数を合計したもの。点数が高いほど健康状態が悪化している傾向があると捉えられる。

2) (2) 図は、「健康状態について、緊急事態宣言後(2020年9月～10月)において状況は改善しましたか」と尋ねたもの。

図表
第2-(1)-
48 図

第2-(1)-48 図 給与・賞与の満足度（労働者調査）

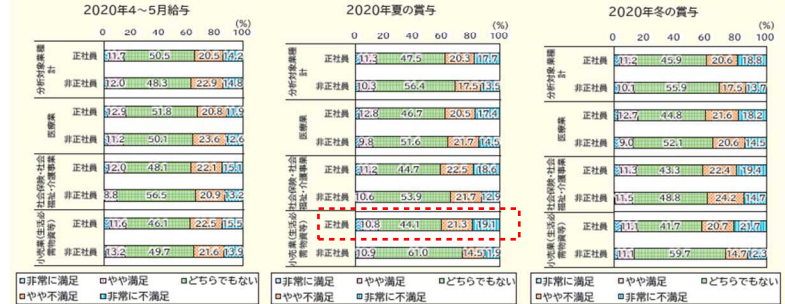
- 給与、賞与について労働者の満足度の状況を業種別・雇用形態別にみると、2020年4～5月の給与については、分析対象業種計で正社員、非正社員のいずれも約半数が「どちらでもない」と回答している一方、満足に該当する者が正社員で14.8%、非正社員で14.1%となっており、不満足に該当する者が正社員で34.7%、非正社員で37.7%となっている。
- 「医療業」「小売業（生活必需物資等）」については、分析対象業種計の状況と大きな違いはないが、「社会保険・社会福祉・介護事業」では非正社員の満足に該当する者の割合が分析対象業種計と比較して低い。
- 夏の賞与、冬の賞与についてみると、分析対象業種計では正社員、非正社員のいずれも「どちらでもない」と回答した者が約半数となっているほか、満足に該当する者の割合が正社員、非正社員ともに約1割強となっており、不満足に該当する者の割合が正社員で約4割弱、非正社員で約3割となっている。
- 「医療業」の非正社員、「社会保険・社会福祉・介護事業」の正社員、非正社員で夏の賞与、冬の賞与について、不満足に該当する者の割合が、分析対象業種計と比較してやや高い。「小売業（生活必需物資等）」の非正社員の夏の賞与、冬の賞与について、不満足に該当する者の割合が分析対象業種計と比較してやや低い。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
(注) 1) 「それぞれの期間におけるあなたの仕事に対する給与（時間外手当等を含む）及び賞与への満足度はどの程度でしたか」と尋ねたもの。
2) 賞与については「支給対象外」を除いた割合を算出している。

第2-(1)-48 図 給与・賞与の満足度（労働者調査）

- 給与、賞与について労働者の満足度の状況を業種別・雇用形態別にみると、2020年4～5月の給与については、分析対象業種計で正社員、非正社員のいずれも約半数が「どちらでもない」と回答している一方、満足に該当する者が正社員で14.8%、非正社員で14.1%となっており、不満足に該当する者が正社員で34.7%、非正社員で37.7%となっている。
- 「医療業」「小売業（生活必需物資等）」については、分析対象業種計の状況と大きな違いはないが、「社会保険・社会福祉・介護事業」では非正社員の満足に該当する者の割合が分析対象業種計と比較して低い。
- 夏の賞与、冬の賞与についてみると、分析対象業種計では正社員、非正社員のいずれも「どちらでもない」と回答した者が約半数となっているほか、満足に該当する者の割合が正社員、非正社員ともに約1割強となっており、不満足に該当する者の割合が正社員で約4割弱、非正社員で約3割となっている。
- 「医療業」の非正社員、「社会保険・社会福祉・介護事業」の正社員、非正社員で夏の賞与、冬の賞与について、不満足に該当する者の割合が、分析対象業種計と比較してやや高い。「小売業（生活必需物資等）」の非正社員の夏の賞与、冬の賞与について、不満足に該当する者の割合が分析対象業種計と比較してやや低い。

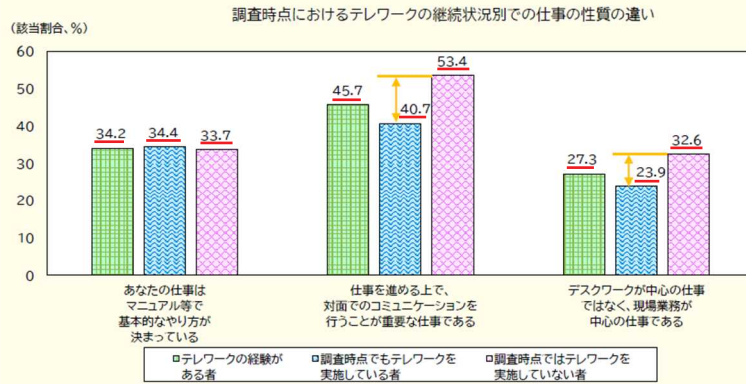


資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
(注) 1) 「それぞれの期間におけるあなたの仕事に対する給与（時間外手当等を含む）及び賞与への満足度はどの程度でしたか」と尋ねたもの。
2) 賞与については「支給対象外」を除いた割合を算出している。

図表
第 2-(2)-
13 図

第 2-(2)-13 図 テレワークの継続状況別にみた仕事の性質の違い（労働者）

○ テレワークの継続状況別に仕事の性質の違いをみると、「マニュアル等で基本的なやり方が決まっている」においては、調査時点におけるテレワークの継続状況別で傾向の違いがみられないものの、「対面でのコミュニケーションを行うことが重要な仕事」「現場業務が中心の仕事」においては「調査時点ではテレワークを実施していない者」の方が該当する割合が高くなっている。

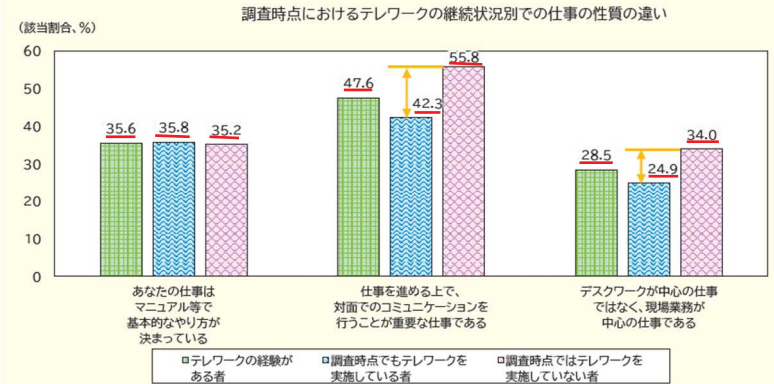


資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査 (J I L P T 第 3 回) (2020 年) をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注) 図表の数値は、「あなたが直近、テレワークを行っている、あるいは行っていた時点の仕事の状況についてお答えください」という設問において、「当てはまる」「どちらかという当てはまる」「どちらともいえない」「どちらかという当てはまらない」「当てはまらない」という選択肢において、「当てはまる」「どちらかという当てはまる」の合計を「該当する」と捉えたもの。

第 2-(2)-13 図 テレワークの継続状況別にみた仕事の性質の違い（労働者）

○ テレワークの継続状況別に仕事の性質の違いをみると、「マニュアル等で基本的なやり方が決まっている」においては、調査時点におけるテレワークの継続状況別で傾向の違いがみられないものの、「対面でのコミュニケーションを行うことが重要な仕事」「現場業務が中心の仕事」においては「調査時点ではテレワークを実施していない者」の方が該当する割合が高くなっている。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査 (J I L P T 第 3 回) (2020 年) をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注) 図表の数値は、「あなたが直近、テレワークを行っている、あるいは行っていた時点の仕事の状況についてお答えください」という設問において、「当てはまる」「どちらかという当てはまる」「どちらともいえない」「どちらかという当てはまらない」「当てはまらない」という選択肢において、「当てはまる」「どちらかという当てはまる」の合計を「該当する」と捉えたもの。